令和５年４月１８日

第１学年保護者　様

岩美高等学校長

授業料及び学校徴収金の納入について(お願い)

陽春の候、保護者の皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申しあげます。

　日頃から本校教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和５年度の授業料及び学校徴収金については、下記のとおりとなっておりますので、納付期限までに納付してください。

　　また、口座振替により納付される方は、納付期限（振替日）の前日までに指定された金融機関の口座へ納付額をご入金くださるようお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 納付期限(振替日) | 納 付 額  | 摘　　要 |
| 授業料 | 学校徴収金 | 計 |
| ４月分 | ５月２６日 | 9,900 | 10,000集金済 | 29,800 | （学校徴収金の内訳）〇ＰＴＡ会費　　　 　 4,800円〇教育振興後援会費　　 6,000円〇生徒会費　　　 　　　 6,000円〇研修旅行積立金　　 　28,000円〇学年費　　　　　 　　21,200円* スポーツ振興センター掛金
* 高体連、高文連負担金
* 基礎力診断テスト(２回)
* 生徒手帳
* 虹嶺祭クラス費
* 学校誌「虹嶺」
* 探究ナビ
* キャリアファイル
* 全商情報処理検定受験料
* 進路サポート
* 国語科用ファイル
* 個人写真(生徒証明書用)

　　　　　　　　　　　　等合　　　計　　　　 66,000円　　　　　 （うち10,000円集金済） |
| ５月分 | 9,900 | 10,000 |
| ６月分 | ６月２６日 | 9,900 | 10,000 | 19,900 |
| ７月分 | ７月２６日 | 9,900 | 10,000 | 19,900 |
| 8月分 | ８月２８日 | 9,900 | 10,000 | 19,900 |
| ９月分 | ９月２６日 | 9,900 | 8,000 | 17,900 |
| １０月分 | １０月２６日 | 9,900 | 8,000 | 17,900 |
| １１月分 | １１月２７日 | 9,900 |  | 9,900 |
| １２月分 | １２月２６日 | 9,900 |  | 9,900 |
| １月分 | １月２６日 | 9,900 |  | 9,900 |
| ２月分 | ２月２６日 | 9,900 |  | 19,800 |
| ３月分 | 9,900 |  |
| 計 | 118,800 | 118,900　66,000 | 174,800 |

(注)「高等学校等就学支援金」が受給認定になった場合は、学校徴収金のみの徴収となります。

学校徴収金については学校生活を進めていく上で必要な経費であり、保護者の方に代わって学校から各代金を支払っていくものです。（減免制度はありません。）

前期に物品等の支払いが集中しているため、上記のとおり１０月までで納付を完了していただくような計画にしておりますので、ご承知ください。

　　徴収させていただいた学校徴収金は「岩美高等学校県費外会計等取扱要綱」に則り、公費と同様に適正に支出します。

令和５年４月１８日

第2学年保護者　様

岩美高等学校長

授業料及び学校徴収金の納入について(お願い)

陽春の候、保護者の皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申しあげます。

　日頃から本校教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和５年度の授業料及び学校徴収金については、下記のとおりとなっておりますので、納付期限までに納付してください。

　　また、口座振替により納付される方は、納付期限（振替日）の前日までに指定された金融機関の口座へ納付額をご入金くださるようお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 納付期限(振替日) | 納 付 額  | 摘　　要 |
| 授業料 | 学校徴収金 | 計 |
| ４月分 | ４月２６日 | 9,900 | 10,000 | 19,900 | （学校徴収金の内訳）〇ＰＴＡ会費　　　　　　4,800円〇教育振興後援会費　　 6,000円〇生徒会費　　　 　　　 6,000円〇研修旅行積立金　　 　28,500円〇学年費　　　　　 　　10,700円* スポーツ振興センター掛金
* 高体連、高文連負担金
* 基礎力診断テスト(２回)
* 生徒手帳
* 虹嶺祭クラス費
* 学校誌「虹嶺」
* キャリアファイル
* 国語科用ファイル

　　　　　　　　　　　　等　合　　　計　　　　 56,000円 |
| ５月分 | ５月２６日 | 9,900 | 10,000 | 19,900 |
| ６月分 | ６月２６日 | 9,900 | 10,000 | 19,900 |
| ７月分 | ７月２６日 | 9,900 | 10,000 | 19,900 |
| ８月分 | ８月２８日 | 9,900 | 10,000 | 19,900 |
| ９月分 | ９月２６日 | 9,900 | 6,000 | 15,900 |
| １０月分 | １０月２６日 | 9,900 |  | 9,900 |
| １１月分 | １１月２７日 | 9,900 |  | 9,900 |
| １２月分 | １２月２６日 | 9,900 |  | 9,900 |
| １月分 | １月２６日 | 9,900 |  | 9,900 |
| ２月分 | ２月２６日 | 9,900 |  | 19,800 |
| ３月分 | 9,900 |  |
| 計 | 118,800 | 56,000 | 174,800 |

(注)「高等学校等就学支援金」が受給認定になった場合は、学校徴収金のみの徴収となります。

学校徴収金については学校生活を進めていく上で必要な経費であり、保護者の方に代わって学校から各代金を支払っていくものです。（減免制度はありません。）

前期に物品等の支払いが集中しているため、上記のとおり９月までで納付を完了していただくような計画にしておりますので、ご承知ください。

　　徴収させていただいた学校徴収金は「岩美高等学校県費外会計等取扱要綱」に則り、公費と同様に適正に支出します。

令和５年４月１８日

第３学年保護者　様

岩美高等学校長

授業料及び学校徴収金の納入について(お願い)

陽春の候、保護者の皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申しあげます。

　日頃から本校教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和５年度の授業料及び学校徴収金については、下記のとおりとなっておりますので、納付期限までに納付してください。

　　また、口座振替により納付される方は、納付期限（振替日）の前日までに指定された金融機関の口座へ納付額をご入金くださるようお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 納付期限(振替日) | 納 付 額  | 摘　　要 |
| 授業料 | 学校徴収金 | 計 |
| ４月分 | 4月２６日 | 9,900 | 10,000 | 19,900 | （学校徴収金の内訳）〇ＰＴＡ会費　　　　 　4,800円〇教育振興後援会費　　 6,000円〇生徒会費　　　 　　　 6,000円〇学年費　　　　　 　　34,200円* スポーツ振興センター掛金
* 高体連、高文連負担金
* 基礎力診断テスト
* 生徒手帳
* 虹嶺祭クラス費
* 学校誌「虹嶺」
* 履歴書用個人写真
* 卒業証書ホルダー
* 卒業アルバム
* 同窓会費
* 国語科用ファイル

　　　　　　　　　　　　等合　　　計　　　　 51,000円　　　　　　　 |
| ５月分 | 5月２６日 | 9,900 | 10,000 | 19,900 |
| ６月分 | ６月２６日 | 9,900 | 10,000 | 19,900 |
| ７月分 | ７月２６日 | 9,900 | ７,000 | 16,900 |
| ８月分 | ８月２８日 | 9,900 | ７,000 | 16,900 |
| ９月分 | ９月２６日 | 9,900 | ７,000 | 16,900 |
| １０月分 | １０月２６日 | 9,900 |  | 9,900 |
| １１月分 | １１月２７日 | 9,900 |  | 9,900 |
| １２月分 | １２月２６日 | 9,900 |  | 9,900 |
| １月分 | １月２６日 | 9,900 |  | 29,700 |
| ２月分 | 9,900 |  |
| ３月分 | 9,900 |  |
| 計 | 118,800 | 51,000 | 169,800 |

(注)「高等学校等就学支援金」が受給認定になった場合は、学校徴収金のみの徴収となります。

学校徴収金については学校生活を進めていく上で必要な経費であり、保護者の方に代わって学校から各代金を支払っていくものです。（減免制度はありません。）

前期に物品等の支払いが集中しているため、上記のとおり９月までで納付を完了していただくような計画にしておりますので、ご承知ください。

　　徴収させていただいた学校徴収金は「岩美高等学校県費外会計等取扱要綱」に則り、公費と同様に適正に支出します。